熊本地方検察庁天草支部検察官
平成20年検第256号詐欺被告事件（平成21年領第11号）　1．パーソナルコンピューター１式。2．靴３足。

宮崎地方検察庁都城支部検察官
平成21年検第100042号窃盗被告事件（平成21年領第22号）　1．ユンボ１台。2．エンジン１個

鶴岡区検察庁検察官
平成20年検第214号窃盗被疑事件（平成21年領第18号）　1．サンダル２足。2．運動靴２足。3．革靴２足。4．中敷き２枚。5．ショルダーバッグ１個。6．トートバッグ１個。7．セカンドバッグ１個。8．手提げバッグ１個。9．紙袋２枚。10．ビニール袋３枚。11．布袋１袋。12.ポーチ４個。13．パンティ７枚。14．ブラジャー５枚。15．トランクス１枚。16．バスタオル１枚。17．ハンカチ１枚。18．レジャーシート１枚。19.ブレスレット１個。20．ピアス２個。21．腕時計１個。22．デジタルカメラ２台。23．鍵８個。24.鍵束３束。25．財布２個。26．ポイントカード１枚。27.ポータブルデジタルオーディオプレーヤー１台。28．携帯用ゲーム機２台。29．携帯電話機用充電器２個。30．胡椒１本。31．岩塩１本。32．風味調味料１パック。33．コンパクトディスク20枚。34．コンパクトディスクケース４枚。35．糸切りハサミ１丁。36．ニッパー１個。37．ハンマー１個。38．ＡＣアダプター１個。39．鏡１枚。40．現金113,610円。41．商品券16枚。42．ギフトカード３枚。43．貯金箱１個。44．育毛剤２本。45．錠剤（栄養補助剤）２本。46．血圧計１個。47．眼鏡１個。48．カードケース１個。49.爪切り１個。50．本１冊。51．防犯用タグ１個。52．レーダー探知機１台。53．封筒１袋

札幌区検察庁検察官
平成20年検第2461号窃盗被疑事件（平成21年領第854号）　1．デジタルビデオカメラ１台。2．デジタルカメラ２台。3．財布４個。4．ゲーム機１台。5．現金1,000円。6．現金110円。7．小銭入れ３個。8．眼鏡ケース１個。9．商品券３枚。10．セカンドバッグ１個

平成21年検第2974号占有離脱物横領被疑事件（平成21年領第878号）　1．自転車１台

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１１７号
福島県いわき市鹿島町御代字柿境34番地　市営住宅２―23
債務者　高原　妙子（旧姓門脇）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１２７号
福島県双葉郡双葉町大字新山字北広町22番地の１、住民票上の住所福島県双葉郡双葉町大字下羽鳥字南迫181番地
債務者　稲本　礼子（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１３２号
福島県いわき市錦町大島24番地、前住所福島県いわき市錦町竹ノ花74番地
債務者　横山ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１３９号
福島県いわき市小名浜字富岡向126番地の４
債務者　大谷　栄一
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１５３号
群馬県太田市新田上田中町128番地１　フラッツプラザ新田207号
債務者　牧野　泰彦
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１１９号
岩手県大船渡市盛町字下舘下１番地27
債務者　今野　理香
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１２０号
岩手県一関市真柴字宮沢９番地12
債務者　松原　勝彦
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１２１号
岩手県一関市真柴字宮沢９番地12
債務者　松原　智恵
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第７９３号
埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲5013番地53　マタイマンション302
債務者　安部　達也
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７９５号
埼玉県新座市東３丁目７番26号　特別養護老人ホーム晴和苑
債務者　松本　隆子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７号
和歌山県御坊市藤田町藤井1869番地１
債務者　寒川　和美（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１９号
和歌山県御坊市湯川町財部780番地４
債務者　塩﨑　洋子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１１９号
宮城県牡鹿郡女川町清水町157番地　改良住宅３―354
債務者　阿部　紀文
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係